

草月流いけばな教室

サウンドオブグラス

受講規約

【第1章 総則】

第1条 適用範囲

草月流いけばな教室 サウンドオブグラスの規約（以下「本規約」とする）は、サウンドオブグラス（以下「当方」とする）が実施する教室（以下「本教室」とする）に関する当方とすべての受講生（以下「会員」）との間の受講契約および当方がすべての会員に対して行うサービスに適用されるものとする。

第2条 目的

本教室は、現代花の代表格である草月流を習得しようとする会員に対し、いけばなに対する感覚ならびに花をはじめとする有機質および無機質などの個性溢れる素材を取扱う技術を教授し、それらの行為を通じて受講生の個性、資質および品格を高めるのを目的とする。

【第2章 生徒会員制度】

第3条 入会

本教室は生徒会員制度とし、受講を希望する者は定められた入会金を納付し、入会登録をしなければならない。また20才未満の者が入会を希望する場合は保護者の承諾を得なければならない。その承認は署名捺印によるものとする。

第4条 入会条件

本教室に入会を希望する者で、下記の事由に該当する者への入会の承諾を行わないことがある。その場合、当方には理由開示義務を負わないものとする。

- (1) 過去に本規約に違反するなどして入会または登録を取り消されたことがある場合
- (2) 登録事項の全部または一部に虚偽、誤記または漏れがあった場合
- (3) 過去に本規約に違反した者またはその関係者である場合
- (4) 未成年者であり、かつ親権者の同意がない場合
- (5) 暴力団、暴力団の構成員もしくは準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者もしくは違法または不当な行為を助長するおそれのある団体、その他の反社会的勢力に属する場合
- (6) その他当方が申込を妥当でないと判断した場合

第5条 会員の種類

本教室の会員の種類とその料金については別途定めるものとする。

第6条 会員の資格停止および除名

本教室は、会員が以下に定める各号の一つに該当すると認められた場合に、会員資格の一時停止または除名をすることができる。

- (1) 本教室が定める月会費、諸会費または材料費を3ヶ月以上理由なく滞納したとき（なお、資格停止または除名までの期間の月会費または諸会費の支払い資格は会員にあるものとする）
- (2) 本教室の施設または備品を故意に毀損したとき
- (3) 入会書類等に虚偽の記載をするなど、本教室の会員として相応しくない行為が認められたとき
- (4) 本教室の名誉または信用を傷つける行為が認められたとき
- (5) 本教室の会員として相応しくないと認められたとき

第7条 会員情報の変更

会員の住所、電話番号、メールアドレス、氏名、その他連絡先に変更が生じた場合は、速やかに手続きを行うものとする。

第8条 会員資格の喪失

会員は、退会・除名・死亡および行方不明になった場合に、本教室の会員資格を失うものとする。

第9条 会費の支払い

- (1) 月会費は当該月の前月中に支払うものとし、やむを得ない場合は当該月第1回目のレッスンまでに支払うものとする。
- (2) 諸会費および材料費は求めに応じ速やかに支払うものとする。
- (3) 一度支払いした会費等の返金は一切行わない。

第10条 休会

会員は2ヶ月以上休会する場合は、休会を希望する月の前月15日までに本教室に書面にて申し出をするもの

とする。16日以降の申し出の場合は翌月の月会費の支払い義務を負う。休会中の費用は発生しない。来訪できない場合には電話にて連絡の上、書面を郵送する。この場合、消印日を基準とする。会員が1ヶ月お休みをする場合は、通常月会費を納め、翌月以降に順次消化するものとする。休会期間は最長5年とする。

第11条 復会

休会をしている会員が復会する場合は、その旨を本教室に申し出るものとする。復会にあたっての手数料は発生しない。

第12条 退会

会員が退会する場合は、退会を希望する月の前月15日までに本教室に書面にて申し出をするものとする。来訪できない場合には電話にて連絡の上、書面を郵送する。この場合、消印日を基準とする。16日以降の申し出の場合は翌月の月会費の支払い義務を負う。

【第3章 料金】

第13条 コース

本教室は草月流いけばな月3回コースを基本とし、月2回コース、師範取得後は月1回コースの選択も可能とする。受講を月3回コースの会員が月2回または月1回来訪に纏めて、月2回コースの会員が月1回来訪に纏めてレッスンを行うこともできる。

第14条 コースの料金

本教室の受講料金は以下の表に定める。花育は18才以下の高校生までを対象とする。

| スタート～普通1級まで | | | | |
|-------------|----------|--------|------------|------------|
| 回数 | 生ける杯数/回 | 時間目安/回 | 月謝（大人/花代別） | 月謝（花育/花代込） |
| 月3回 | テキスト 1単位 | 60分 | 6,000円（税込） | 6,500円（税込） |
| 月2回 | テキスト 1単位 | 60分 | 4,500円（税込） | |
| 月1回 | テキスト 3単位 | 180分 | 6,000円（税込） | |
| | テキスト 2単位 | 120分 | 4,500円（税込） | |

| 師範4級取得後～ | | | | |
|----------|---------|--------|------------|------------|
| 回数 | 生ける杯数/回 | 時間目安/回 | 月謝（大人/花代別） | 月謝（花育/花代込） |
| 月3回 | 課題花 1単位 | 90分 | 6,800円（税込） | 7,300円（税込） |
| | 自由花 1単位 | | | |
| 月2回 | 課題花 1単位 | 90分 | 5,500円（税込） | 5,000円（税込） |
| | 自由花 1単位 | | | |
| 月1回 | 課題花 2単位 | 120分 | 5,000円（税込） | |
| | 自由花 1単位 | | | |

第15条 追加レッスン

追加レッスンは1回あたり1,620円（税込）を支払うものとする。

第16条 学生割引

学生割引は月謝の2割引とする。学生の定義は、通学定期券または学割証の発行が可能な大学院、大学、短大、専門学校等に所属する29才以下の者とする。

第17条 コースの変更

月3回コースと月2回コースの変更は半年に1回までとする。

第18条 レッソンの繰越

当該月内に消化できなかったレッスンや1ヶ月のみお休みをした際に生じた分については、翌月以降に繰越ができる。ただし消化できなかった月から6ヶ月後にその繰越効力は消滅するものとする。

第 19 条 レッソンの予約方法

レッスンの予約は本教室のサイトに設置してあるネット予約ページから行うことを原則とするが、インターネット環境が無いなどシステムの使用が困難な方については、教室内または電話にて予約ができる。直前予約および変更については電話、携帯メール（Messenger および LINE 含む）にて通知する。

第 20 条 レッソンの予約期限

予約希望日の 1 日前とするが、以降であっても空きがあれば電話予約の上で受講することができる。

第 21 条 レッソンの変更およびキャンセル

以下の表に定める方法によって変更およびキャンセルを行う。予約時間までに連絡の無い無断キャンセルの場合は、レッスン 1 回分カウントとし、別途手数料（花材費）1,350 円が発生する。レッスンの変更およびキャンセルに関するメールは、2 日前午前 0 時以降は携帯メール（Messenger および LINE 含む）のみ有効とする。

| | | 予 約 希 望 日 | | |
|------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 前日午前 0 時より前 | 前日午前 0 時以降 | 当日午前 0 時以降 |
| 変 更 日 時 | 予定日の前日に変更 | ネット・電話・メール 手数料なし | 電話・メール 手数料 270 円 | |
| | 同日で時間のみ変更 | ネット・電話・メール 手数料なし | 電話・メール 手数料なし | 電話・メール 手数料なし |
| | 予定日の翌日または 翌々日に変更 | ネット・電話・メール 手数料なし | 電話・メール 手数料 270 円 | 電話・メール 手数料 540 円 |
| | 上記以外 ※キャンセル含む | ネット・電話・メール 手数料なし | 電話・メール 手数料 1,350 円 | 電話・メール 手数料 1,350 円 |

第 22 条 受講の特別措置

極めてやむを得ない事情がある場合には、第 14 条に関わらず特別措置として 1 回 1 単位 2,700 円（税込）の受講料にてレッスンを受けることができる。

第 23 条 証書申請料金

草月テキスト 1 に挿入されているプリントの表または第 25 条の表に定める料金とする。証書申請時に、定められた金額を超えた額の支払いは必要ない。草月の証書申請料金が変更になった場合は、当規約の変更より優先して適用する。

第 24 条 その他会費

その他、草月流支部会費などの支払い義務が教室に発生した場合には、各会員も別途定められた金額を教室を通じて支部に納付するものとする。

【第 4 章 受講】

第 25 条 単位

会員の受講は原則、単位制で行う。

- （1）テキスト受講時は各単元を 1 単位とし、以降は課題花 1 杯生けるごとに 1 単位とする。
- （2）各階級における単位数は以下の表に定めるものとする。
- （3）師範 2 級〈参与〉以降の申請は単位数を満たした上で昇格が適当と判断された場合に可能とする。

| 修了後に取得する階級 | 使用テキスト | 必要課題単位数 | 証書申請料金 |
|--------------|----------------|----------|-----------|
| 普通 4 級 | 草月テキスト 1（1 冊目） | 20-24 単位 | 10,980 円 |
| 普通 3 級 | 草月テキスト 2（1 冊目） | 20-24 単位 | 15,300 円 |
| 普通 2 級 | 草月テキスト 3（2 冊目） | 20-24 単位 | 18,440 円 |
| 普通 1 級 | 草月テキスト 4（2 冊目） | 20-24 単位 | 21,570 円 |
| 師範 4 級 | 草月テキスト 5（3 冊目） | 32 単位 | 32,260 円 |
| 師範 3 級 | オリジナルテキスト | 36 単位 | 44,890 円 |
| 師範 2 級〈参与〉 | オリジナルカリキュラム | 36 単位 | 57,640 円 |
| 師範 2 級〈常任参与〉 | オリジナルカリキュラム | 54 単位 | 76,650 円 |
| 師範 1 級〈総務〉 | | 54 単位 | 129,570 円 |
| 師範 1 級〈常任総務〉 | | 72 単位 | 184,760 円 |

第26条 心得

会員は受講に際し、下記のことを遵守するものとする。

- (1) 15分以上遅刻が見込まれる場合には電話、携帯メールまたはLINEにてその旨を通知する。
- (2) 他に受講中の会員がいる場合の教室内での携帯電話の通話は禁止する。
- (3) 本教室のコンセントの無断使用は禁止する。
- (4) 教室内での営業行為、宗教・団体への勧誘行為は禁止する。
- (5) 本教室内は禁煙とする。
- (6) 駐車場は本教室向かいの「福すえ第1駐車場のNo.4 およびNo.15」とする。
- (7) 前の駐車については、周囲に十分配慮するものとし、一切のトラブルの責任を本教室は負わない。
- (8) 許可のない受講中の他の会員等の入った本教室内撮影は禁止する。
- (9) 本教室の講師の作品および講師助手をした際の作品ならびに他の会員の作品を無断でSNS、ブログおよびホームページ等に掲載することを禁ずる。またそれらを自分の作品と称することも禁ずる。
- (10) 他の会員および来客ならびに本教室講師およびスタッフへの不法行為が見られた場合には第6条を適する場合がある。

【第5章 著作権】

第27条 知的財産権

本教室のオリジナルテキスト、オリジナルカリキュラム、その他画像や音声、文章等の一切に関する著作権ならびに知的財産権は、本教室に帰属するものとし、私的利用の範囲を超えて、無断で複写や複製、開示、頒布、改変、掲示、掲載ならびに公衆に送信する行為の一切を認めない。

【第6章 個人情報】

第28条 個人情報保護法の遵守

本教室は個人情報に関する法の遵守に努めるものとする。

第29条 収集および第三者への提供

受講に際して知り得た個人情報は会員への連絡等の教室運営、イベントおよび関連サービス等の案内にのみ使用するものとし、第三者に情報の提供は行わない。ただし、受講生の同意がある場合、裁判所、警察、行政などから適切な理由のある開示請求の場合、法令の適用を受ける場合はこの限りでない。

【第7章 免責事項】

第30条 開講の免責

本教室が天変地異または不可抗力により開講できない場合、本教室は一切の責任を負わないものとする。ただし、開講できなかった場合は、後日振替とし、万が一振替が困難な場合には、一部返金等協議によって解決を目指すものとする。

第31条 本教室の免責

本教室において受講生に損害が生じた場合、本教室に過失、瑕疵、故意によって生じた事由以外の損害について賠償する責任を負わないものとする。

【第8章 協議】

第32条 準拠法および管轄裁判所

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約に起因しまたは関連する一切の紛争については、可能な限り協議を行った上で解決されない場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【第9章 附則】

第33条

本教室は必要に応じ、本規約を変更できるものとする。本規約に関する事項または本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとする。本規約の変更は変更日から有効とする。

【改定履歴】

2018年1月1日 本規約制定および施行開始